平成29年度 専門フードスペシャリスト資格認定試験 実施要領(食品関連企業就業者向け)

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会

1. 試験日時

平成29年度の専門フードスペシャリスト資格認定試験(食品関連企業就業者向け)(以下「就業者向け試験」といいます。)は平成29年12月17日(日)11時10分から実施(80分間)します。

2. 試験実施場所

就業者向け試験は、平成29年度の認定試験を実施する教育機関(以下「受験教育機関」といいます。)を会場に実施します。

なお、「平成29年度フードスペシャリスト資格認定試験実施校」はこちらです。

3. 試験の種類

就業者向け試験は、次の資格区分ごとに行います。

- ① 専門フードスペシャリスト (食品開発) 資格
- ② 専門フードスペシャリスト (食品流通・サービス) 資格

4. 受験資格

- (1) 就業者向け試験の受験資格を有する方は、食品関連企業に在籍し、食品関連企業において以下の職種に同等する業務を行っている方です。
 - 一 製造
 - 二 営業
 - 三 販売
 - 四 マーケティング
 - 五 バイヤー
 - 六 営業計画
 - 七 販売企画
 - 八 研究・開発
 - 九 生産管理
 - 十 品質管理
 - 十一 設備管理
 - 十二 店舗開発
 - 十三 ホール担当
 - 十四 物流
 - 十五 広報

(2) 上記業務にかかる勤務年数(累計)については、以下のとおりとします。

一 大学院修了者 1年以上

二 大学卒業者 2年以上

三 短期大学卒業者 4年以上

四 高等専門学校卒業者 4年以上

五 その他 5年以上

(3) 受験資格の認定は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会事務局(以下「協会」といいます)が行うものとします。

5. 受験教育機関

受験申請書に受験希望地を明記し、協会が斡旋する教育機関で受験することが基本となりますが、適切な受験教育機関が見出せない場合は、協会が代替できる場所を確保します。

6. 受験申請

- (1)就業者向け試験を希望する者は、協会に直接受験申請を行うものとし、平成29年7月1日(土)から8月31日(木)までに、以下の書類を簡易書留郵便など送達が確認できる方式で協会に送付してください。
- (2)同時に、受験料10,000円及び連絡通信費500円の合計額を一括して協会に振り込んで下さい。
 - ①別紙の様式による受験申請書
 - ②企業に在籍していることの証明書
- (3) 受験料や連絡通信費の振込先は、みずほ銀行のみとします。

 口座名義
 公益社団法人 日本フードスペシャリスト協会

 振込先
 みずほ銀行
 大塚支店
 普通
 2102419

7. 試験の実施体制

- (1) 協会は、平成29年11月18日(土)までに、受験票と受験会場案内を送付します。
- (2) 協会は、平成29年12月12日(火)までに、各受験教育機関に、そこで受験する在者の受験票と非在籍受験者の受験申請書の写し(写真付)とともに企業向け試験受験者の受験申請書の写し(写真付)、試験問題および解答用紙を簡易書留郵便など送達が確認できる方式で送付します。
- (3)企業向け試験を実施する機関には、その受験者数に応じた額5,000円をお支払します。

8. 試験の内容

- (1) 各資格認定試験の出題科目と出題数、試験時間は、別表のとおりとします。
- (2) 各資格認定試験の問題は、協会の専門委員会が作成します。
- (3) 問題は、各資格認定試験とも五肢択一方式とします。
- (4)配点は各資格認定試験とも各問2点、120点満点とします。
- (5) 解答用紙はマークシートとします。
- (6) 出題の水準は、フードスペシャリストとして必要な基礎の知識・技術を根底に おき、それぞれの資格認定試験にふさわしいものとします。

9. 合否の判定と通知

- (1) 各資格認定試験の合否は、得点結果に従って、協会の専門委員会において判定します。 なお、得点に関わらず、職歴等に疑義がある場合は、不合格とします。
- (2) 解答用紙の提出がない受験者は、認定試験を棄権したものとみなします。
- (3) 判定結果は、協会から受験者に直接通知します。

10. 資格認定書の申請・授与

交付申請に基づき資格認定書を交付します (ただし費用は申請者負担となります)。

【お問い合せ先】

(公社) 日本フードスペシャリスト協会 〒170-0004

東京都豊島区北大塚 2-20-4 橋義ビル 4 階 TEL: 03-3940-3388 FAX: 03-3940-3389

E-mail: info@jafs.org